

板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025「後期実施計画」の策定方針

1 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 について

区では、平成 15 年（2003 年）に「板橋区バリアフリー総合計画」を策定し、「バリアフリー」の取り組みを積極的に推進してきました。

その後、社会・経済状況が成熟化し、さまざまな立場の人が社会参加できる環境も徐々に充実していく中で、従来のバリアフリー施策にとどまらず、子育て世代や外国人への対応など、幅広い取り組みを行っていく必要がありました。

そこで区では、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての人にとってくらしやすい地域社会の実現をめざす「ユニバーサルデザイン」へ考え方を発展させ、区政のさまざまな取り組みにこの考えを取り入れることとし、区の取り組みを計画的に推進することができるよう、平成 29 年（2017 年）3 月に「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025」（以下「推進計画」）を策定しました。

2 「後期実施計画」の策定について

推進計画の計画期間は、平成 29 年度(2017 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 9 か年とし、本計画を具体的に推進するための「実施計画」は、令和 2 年度(2020 年度)までの「前期」と、令和 7 年度(2025 年度)までの「後期」の 2 期に分割して取り組んでいます。

このたび、「前期実施計画」が令和 2 年度(2020 年度)に計画期間の満了を迎えるため、社会情勢や区の現状・課題を振り返るとともに、前期実施計画の進捗状況を把握・点検し、令和 2 年度(2020 年度)の 1 年間をかけて必要な改善や見直しを行い、「後期実施計画」を策定します。

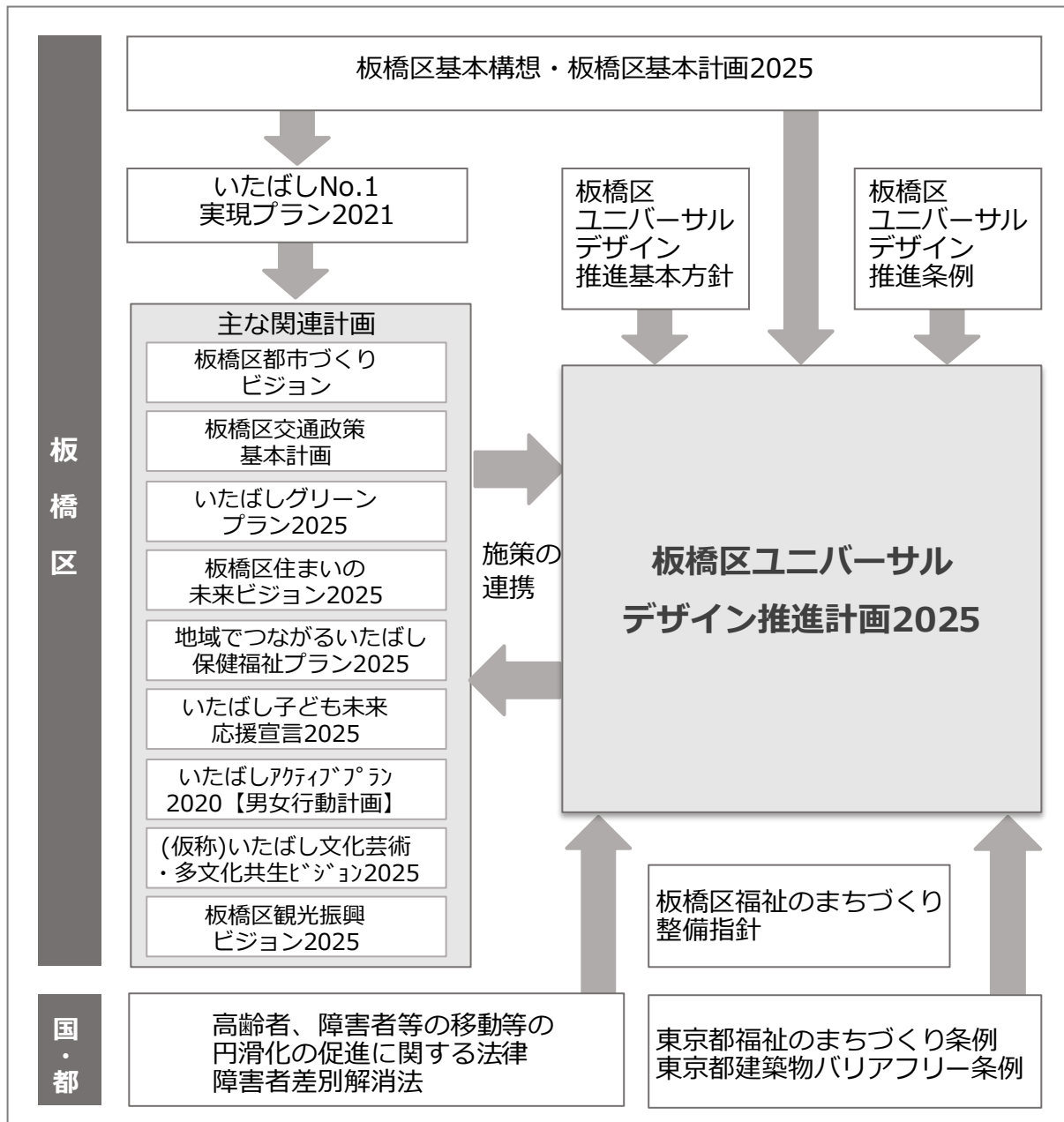
【図表 1】計画期間

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
計画 期間	板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025								
	前期 実施計画				後期 実施計画				

3 推進計画の位置付け

推進計画は、板橋区ユニバーサルデザイン推進条例第8条を根拠とし、板橋区基本構想及び板橋区基本計画2025を踏まえ、各個別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインに係る取り組みを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な計画です。

【図表2】推進計画の位置付け



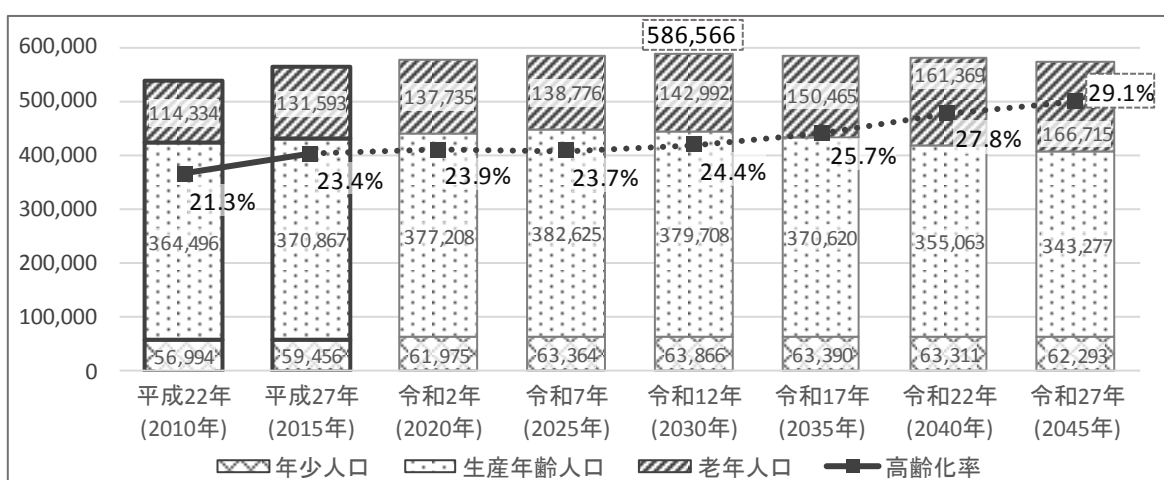
4 計画の背景について

(1) 人口減少と超高齢化の進行

日本では、世界でも類を見ない形で、超高齢化が進行しており、加齢に伴う身体・認知機能の低下などにより、何らかの支えを必要とする人の割合が高まっています。その一方で、人口減少に伴い、手助けが必要な方を支える担い手が不足していくことが考えられます。

板橋区においても高齢化は進み、令和 27 年(2045 年)には高齢化率が 30%近くにまで達する見込みです。また、人口については令和 12 年(2030 年)まで増加傾向が続きますが、その後緩やかに減少していく見込みとなります。

【図表 3】板橋区の人口と高齢化率の見通し



2010年~2015年は国勢調査結果に基づく実数値。2020年~2045年は板橋区人口ビジョンに基づく推計値。

(2) SDGs (持続可能な開発目標) の採択

SDGs (持続可能な開発目標) とは、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択された令和 12 年(2030 年)を年限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され、すべての国の共通目標となっています。その推進には、国家レベルだけでなく自治体レベルでの取り組みも期待されています。

SDGs の達成のためには、「誰一人取り残さない」社会を作っていくことが重要であるとされており、すべての人を対象としたユニバーサルデザインの考え方の親和性が高い理念であるといえます。

【図表 4】持続可能な世界を実現するための 17 のゴール



(3) 国の動き

国では、平成 20 年(2008 年) 3 月には「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が、平成 25 年(2013 年) 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」) が制定され、あらゆる人の社会参加を促進する取り組みの推進が図られています。

また、平成 30 年(2018 年)には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が制定され、国と地方自治体のユニバーサル社会実現に向けた責務が規定されています。

5 「前期実施計画」の進捗状況について

平成 29 年度(2017 年度)から取り組んできた「前期実施計画」に係る 22 の重点事業について、令和元年度(2019 年度)までの進捗状況を総括評価いたしました。

全体としてみると、9 割以上の重点事業が「順調」となっています。残る 1 割は計画どおり「完了」しており、計画が順調に推進していることがわかります。

【図表 5】「前期実施計画」の進捗状況

指 針	重点事業	進捗状況
指針 1 ひと 地域で支え合う「ひと」の「もてなしの心」を育みます	1-1 ユニバーサルデザインガイドライン等の検討・作成	順調
	1-2 MOTENASHI プロジェクトの推進	順調
	1-3 オリンピック・パラリンピック教育の推進	順調
	1-4 ユニバーサルデザイン研修の実施	順調
指針 2 まちの暮らし 「暮らし」を支える「まち」の力を引き出します	2-1 屋外案内標識デザインガイドラインの策定	完了
	2-2 福祉避難所の整備	順調
	2-3 自転車利用ルール推進	順調
	2-4 おでかけマップの管理・運営	順調
	2-5 コミュニケーション支援機器等の活用	順調
指針 3 まちの空間 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます	3-1 東板橋体育館周辺スポーツ施設整備	順調
	3-2 小豆沢スポーツ施設整備	順調
	3-3 公園のユニバーサルデザイン化	順調
	3-4 中央図書館の改築	順調
	3-5 内方線付き点状ブロック整備支援	完了
	3-6 自転車駐車場の整備	順調

指 針	重点事業	進捗状況
	3-7 駅エレベーターの設置誘導	順調
	3-8 ユニバーサルデザインチェックの実施	順調
	3-9 ユニバーサルデザインアドバイザーの設置・活用	順調
指針4 しくみ ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます	4-1 会議・イベント等に参加できる環境整備の検討	順調
	4-2 ユニバーサルデザイン推進調整会議の設置・活用	順調
	4-3 板橋区ユニバーサルデザイン賞の検討・実施	順調
	4-4 アーバンデザインセンター高島平の運営	順調

【進捗状況評価評語について】

「順調」：計画どおりに事業が実施されている。

「完了」：計画事業として令和元年度（平成 31 年度）までに終了している。

「繰り延べ等」：事業が実施されなかったり、見直しを行ったりしている。

6 板橋区の現状と課題について

(1) 普及啓発や人材育成に関する現状と課題

- 前期実施計画の新規事業として、多様な人が抱える困りごとやその対応方法などを理解し、行動することができるよう「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。またガイドラインをもとに、気軽に楽しくユニバーサルデザインを学ぶことができるよう、間違い探し形式のパンフレット「まちなかで気づくかな？」を作成し、普及啓発や人材育成に活用してきました。

引き続き、ガイドラインの内容を充実させていくとともに、より効果的に活用するための新たな手法を検討し、実行していくことが重要です。

- 小学校の総合的な学習の時間等において、ユニバーサルデザインについて学習したり、車いす体験を行ったりするなど、多様な人を理解する教育を行ってきました。

他方、区民におけるユニバーサルデザインの認知度は約 3 割に留まっています。

今後は、区民、地域活動団体、事業者が、ユニバーサルデザインの考え方を正しく理解し、日常生活の中での実践につながるよう意識啓発を図り、多様な人を理解する学びの機会を充実させることが必要です。

- 区職員への意識啓発については、前期実施計画の新規事業として「ユニバーサルデザイン研修」を実施してきました。その結果、当初約 5 割だった職員におけるユニバーサルデザインの認知度は、約 8 割まで向上しました。

引き続き、職員への意識啓発を図るとともに、日常業務において多様な人の不便さに自ら気づき、解決に向けて取り組むことができるよう、行動変容の動機づけが必要です。

(2) 情報提供や暮らしに関する現状と課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、案内サインや情報表示の多言語化等の環境整備に取り組んできました。引き続き、訪日外国人や板橋区の外国人人口の増加による、さらなる国際化の進展に向けて、対応が必要となることが予想されます。

今後は、区の発信する情報が、外国人をはじめ、子どもや障がいのある方など、だれもが理解しやすいものとなるようわかりやすさに一層配慮した取り組みが必要です。また、情報を必要とする人が、必要な時に容易に受け取ることができるような取り組みも必要です。

- だれもが気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅やだれでもトイレなどの設備が備え付けられている施設へアクセスしやすいようなシステムの改修・拡充を進めてきました。

今後は多様化するニーズを捉え、広域的な視点を踏まえつつ最新の技術などを活用して、だれもが社会参加しやすい環境整備を進める必要があります。

- 災害時に備えて、子育て中の方や障がいのある方など、配慮が必要な方が安心して避難することができるよう、事業者や地域活動団体と連携して支援体制を整備してきました。

今後起こりうる首都直下地震や河川の氾濫などを見越して、引き続きハード・ソフト両面から整備を続けていくことが求められています。

- 障がいの有無や、性別、国籍にかかわらず、だれもが本来持っている力を発揮することができるよう、障害者差別解消法に関する講演会を実施したり、スマイルマーケットの運営を支援したりしてきました。

持続可能な社会が求められる中、誰一人取り残さない視点を踏まえながら、だれもが生きがいを感じ働きやすい環境を推進していく必要があります。

(3) 公共施設等に関する現状と課題

- 前期実施計画で定めた体育施設や図書館、公園などの整備事業は、すべて「順調」となっており、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備が進められています。

また前期実施計画の新規事業として、区公共施設の改修時等にその建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認する「ユニバーサルデザインチェック」を実施してきました。

引き続き、公共施設の価値を高める設計となるよう調整を進めるとともに、今後は竣工後の評価、改善につなげていくことが重要です。

(4) 移動手段や交通施設等に関する現状と課題

- 鉄道駅では、区内のすべての駅でバリアフリーの1ルートが確保されています。今後は、複数ルートの整備について必要な協議・調整を行っていくことが求められています。

- 駅ホームからの転落事故を防ぐため、区内のすべての駅に内方線付き点状ブロックまたはホームドアが設置されており、一定の対策がなされています。今

後は、駅ホームの安全性を一層確保するため、ホームドアの設置を進めていくことが必要です。

- 歩車道分離道路の改修時などには、車いす使用者や視覚障がいのある方等に配慮した「板橋型 BF ブロック」の設置を進め、歩行空間の整備に取り組んできました。

引き続き、移動しやすい歩行空間を整備するとともに、今後は、多様な交通手段により、区内外の拠点間を、だれもが快適に移動できる環境を整えていく必要があります。

(5) 推進体制に関する現状と課題

- 前期実施計画の新規事業として、専門家の意見や助言を得ながら区の職員がユニバーサルデザインの考え方を踏まえて検討するための庁内体制として「ユニバーサルデザイン推進調整会議」を設置し、運営してきました。

ユニバーサルデザインのスパイラルアップを進めていくためには、庁内における調整や連携を深めて、組織横断的に一丸となって取り組んでいくことが引き続き求められています。

- ユニバーサルデザイン推進協議会等を通じて、様々な立場の方からの意見を取り入れて区の事業を進めてきました。

他方、ユニバーサルデザインと親和性の高いSDGs（持続可能な開発目標）を達成するためには、個々の課題の解決策を探るプロセスで他の課題とつながっていることに気づき、その気づきを起点としてこれまで接点のなかった人たちが出会い、対話を通じて解決策を導くことが求められます。

さらなるユニバーサルデザインの推進にあたっては、まちづくり当事者である区、区民、事業者、地域活動団体が相互に連携して課題解決に取り組むことが重要です。

7 ユニバーサルデザインについて

(1) ユニバーサルデザインの定義

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えることです。

(2) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

① 「すべての人」が対象

ユニバーサルデザインの定義から、その対象は「すべての人」となります。

② 「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後の対応ではなく、多様なニーズを考慮して、すべての人が利用できる環境を「はじめから」作るという発想となります。それゆえ、やさしく統一感のある美しいデザインとなります。

③ 「ハード・ソフト両面から最適な手法をめざす」という姿勢

多様なニーズに対応できる環境を実現するという目標を掲げ、粘り強く検討を重ね、ハード・ソフトの両面から、その状況における最適な手法を提供するという姿勢となります。

【図表6】ユニバーサルデザインにおけるハードとソフトの取り組みの整理

分類	取り組み		一般的な例
ハード面 (モノ：物的要素)	「空間」を構成する施設・設備等の整備		空間（駅前、商店街、住宅地、農地等）、施設（道路、公園、建物、交通、サイン）、設備・機器、製品等
ソフト面 (コト：事象的要素)	「空間」の整備を補完する取り組み		施設・設備等の維持管理、運用等
	「空間」の整備以外の取り組み	「くらし」の基盤づくり	情報提供、地域コミュニティ、見守り、活動連携・協働、ボランティア、マナー・ルール、交通安全、防災、防犯等
		「くらし」の質の向上	歴史、景観、文化、芸術、健康、スポーツ、エンターテイメント等
ソフト面 (ヒト：心的要素)	他者へのもてなしを実現する取り組み	「しくみ」の充実・運用	制度、区民参加、組織、推進体制等
		「ひと」の意識醸成	相互理解、学校教育、人材育成、生涯学習、普及啓発等
		「ひと」による思いやりのある配慮、サービス等の提供	気配り・目配り・心配りの対応、接遇、接客等

④ 「本来の価値・感性価値を配慮し提供する」という姿勢

ハード面の改善により、資源が持っている本来の価値を損なう可能性がある場合には、その価値との調和を図り、可能な範囲の整備を行うことが重要です。

また、だれもが本来持っている心地よいと感じる感情（感性価値）とは何かを十分に検討することも大切です。

【図表7】「本来の価値」と「感性価値」の例

分類	【例】
本来の価値	文化遺産の保全・活用の分野では、文化遺産が本来持っている価値を損なわず、次世代へ継承できるように、修理等を行う際は配慮する。
感性価値	段差が生じる日本的な出入口など物理的なバリアとされるものも、本来の価値を提供するために必要な「しつらえ」と評価し、五感に訴える演出や「もてなし」と併せて提供する。

⑤ 「絶えず改善を考え、実践し続ける」という姿勢

ユニバーサルデザインは、単に「デザインの物理的な結果や特徴」を指す言葉ではありません。すべての人が社会参加できるように、物や空間、活動やサービスなどが人に与える影響をデザインするという考え方と言えます。

時代や社会構造の変化、技術の進歩、ニーズの変化等を踏まえ、すべての人、多様なニーズに対応できる環境の実現に向かって、多様な主体の協働により、絶えず改善を考え、実践し続けるプロセスそのものがユニバーサルデザインと言えます。

(3) ユニバーサルデザインの原則等

ユニバーサルデザインとは、アメリカの建築家であるロナルド・メイス氏によって提唱された考え方です。同氏を含めた建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループが協力して、「ユニバーサルデザインの7原則」がまとめられました。

さらに、近年ではユニバーサルデザインに関するさまざまな研究や取り組みが進められており、この7原則以外にも、価値を向上させる「価値向上要件」や、質が高く、的確かつ継続的に進めていくために必要なプロセス（手続き）に関する「プロセス要件」も整理されています。

(4) ユニバーサルデザインによる効果

ユニバーサルデザインの基本的な考え方に基づき取り組んだ結果、期待される主な効果を整理します。

① 地域コミュニティの充実

地域の多様な人が参画し、協働するというプロセスにより、立場の違う人同士がお互いを理解し、「もてなしの心」を持つ人が増え、ともに暮らし続けられる地域コミュニティの充実が図られます。

② 豊かなくらしの実現

地域の多様な人が参画し、地域のニーズが的確に反映されることで、その地域にあった豊かなくらしが実現されます。

③ 経済的な効果の期待

多様な人の社会参加が促進されることで、潜在的な需要が掘り起こされ、より良いものが安価に提供される、市場が拡大する等の経済的な効果が期待できます。

④ コストの低減

「はじめから」すべての人を想定した環境づくりを進めることで、環境を整備した後の特別なニーズに対応するために追加する物的・人的コストが発生せず、中長期的な観点から結果的にコストの低減につながります。

⑤ 環境負荷の低減

あらかじめさまざまな変化に柔軟に対応できるような設計とすることで、長期的な利用が可能となり、環境への負荷が低減されます。

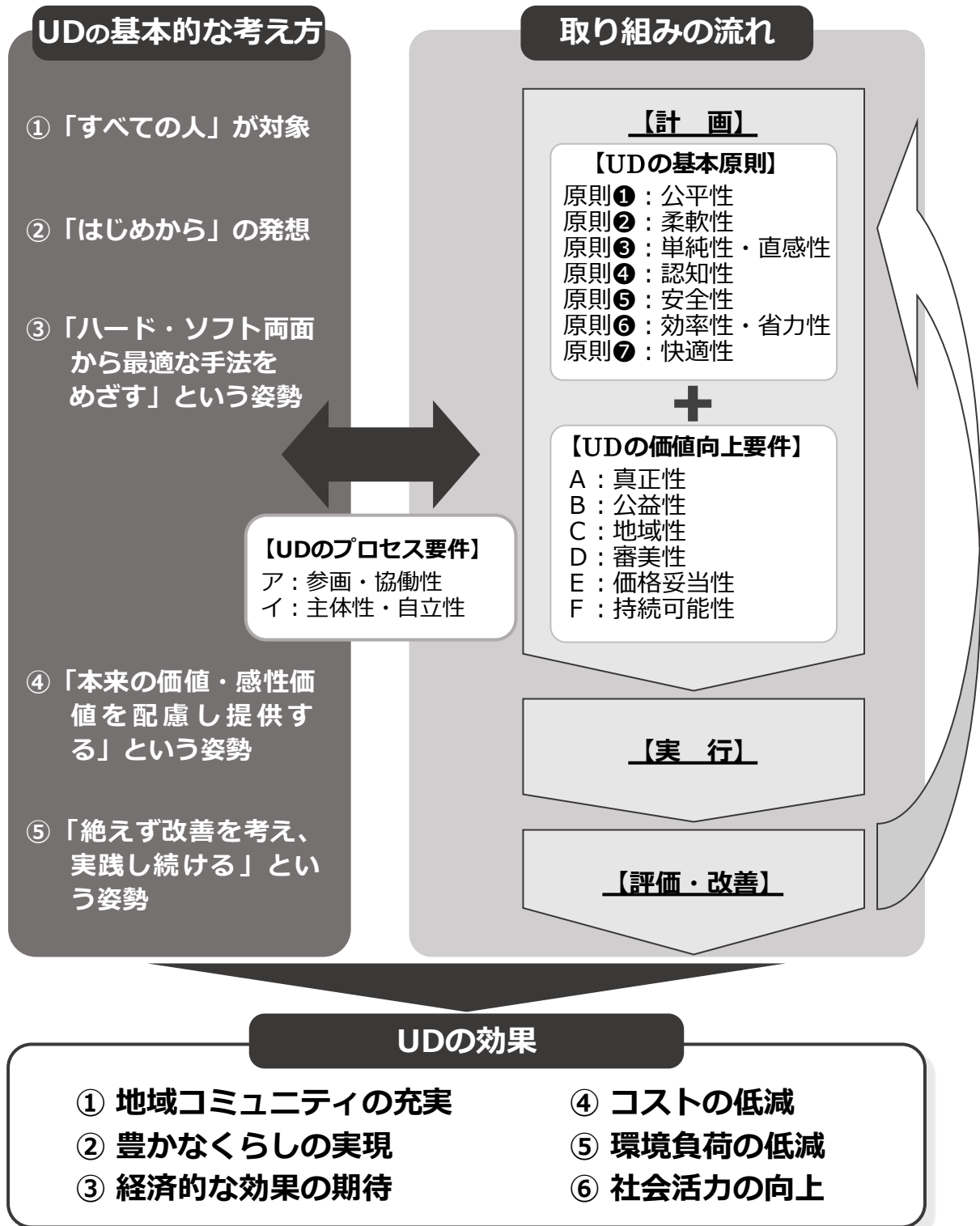
⑥ 社会活力の向上

ユニバーサルデザインが推進されることで、すべての人が、あらゆる地域、あらゆる場面で自立的に社会参加できる環境が形成され、人材交流が活発化し、社会全体に活力が生まれます。

(5) ユニバーサルデザインの全体像

ユニバーサルデザインの取り組みの流れという観点から、これまで述べてきたユニバーサルデザインの「基本的な考え方」「要件」「効果」の関係性を整理し、全体像を示します。

【図表8】ユニバーサルデザインの全体像



※表や図の中では、ユニバーサルデザインをUDと略します。

(6) ユニバーサルデザインの効果とSDGsのゴール

ユニバーサルデザインは、すべての人がくらしやすい地域社会を実現するという点から、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するための目標であるSDGsと同じ方向性をめざしています。そのため、ユニバーサルデザインの推進により期待される6つの効果は、SDGsに示される17のゴールとつながるものです。以下の図は、そのユニバーサルデザインの効果とSDGsの17のゴールとの関係を示したものです。

【図表9】ユニバーサルデザインとSDGsの関係



○SDGsの17のゴール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| 2 飢餓をゼロに | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 4 質の高い教育をみんなに | 12 つくる責任つかう責任 |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 14 海の豊かさを守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 8 働きがいも経済成長も | 16 平和と公正をすべての人に |
| | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |

8 将来像と取り組みの指針

(1) 取り組みの対象とその理由

取り組みの対象は「すべての人」ですが、大人、子ども、高齢者、外国人、障がいのある方などさまざまです。特に子どもは体力・判断力などが十分ではないため、子どもの目線に立ち、子どもが過ごしやすい環境を整えることは、すべての人にとってやさしい環境であるといえます。そこで、区ではユニバーサルデザインの基本的な考え方に加え、「子どもがくらしやすいまち、すべての人がくらしやすいまち」との考え方に立ったうえで、改めて対象を「すべての人」とします。

(2) めざす将来像と取り組みの指針

めざす 将来像	現状と課題	取り組みの指針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち、すべいたばしが</p>	<p>普及啓発や 人材育成</p>	<p>指針 1 地域で支えあう「ひと」の「もてなしの心」を育みます</p> <p>ひと 【取り組みの視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ひとごと」を「自分のこと」に、さらに「お互いさま」へ ● 「知る・学ぶ」「気づく」「体験・共感」の循環
	<p>情報提供や くらし</p>	<p>指針 2 「くらし」を支える「まち」の力を引き出します</p> <p>まちのくらし 【取り組みの視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「支援する」「支援される」から「共にくらす」へ ● 「できる」「できない」から「できることから」へ
	<p>公共施設等</p>	<p>指針 3 安心・安全で魅力ある「まちの空間」づくりを進めます</p> <p>まちの空間 【取り組みの視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「知識」「技術」を活かし、「知恵・工夫」を発想する ● 「作る」「使う」そして「担う」視点へ
	<p>移動手段や 交通施設等</p>	<p>指針 4 ひと・まちを支えユニバーサルデザインを効果的に推進するための「しくみ」を整えます</p> <p>しくみ 【取り組みの視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「始める」「終わる」から「続ける」へ ● 「計画する・実行する・評価する・改善する」を「ノウハウ化」する
	<p>推進体制</p>	

9 検討体制

(1) 庁内検討体制

庁内で関係各課が連携し横断的に対策を検討するため、課長級で構成する「板橋区ユニバーサルデザイン推進本部・検討会」を設置します。

(2) 外部検討組織

区民、事業者、地域活動団体、行政機関、学識経験者からなる「板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置し、幅広い知見や意見を踏まえながら、施策の方向性を検討します。

(3) 推進本部（庁議）

外部検討組織の意見を踏まえ後期実施計画案を作成し、「板橋区ユニバーサルデザイン推進本部」（庁議）において策定します。

10 今後の策定スケジュールについて

令和3年3月の策定に向け、計画案の各段階において、庁内検討会、協議会、区議会、パブリックコメント等で広く意見を伺いながら進めていきます。

